

平成19年分所得税の確定申告および 平成20年度町県民税・国民健康保険税申告相談

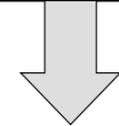
■お問い合わせ先 税務課/TEL 66-4802

申告相談日程表

受付時間	午前・・・午前9時から11時30分、午後・・・午後1時30分から4時	
会場	南部町役場天萬庁舎2階会議室、南部町役場法勝寺庁舎2階大会議室	
月日	会場	対象集落等
2月12日(火)	法勝寺庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告、住民税のみの申告
13日(水)	天萬庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告、住民税のみの申告
14日(木)	〃	青色申告者(決算書ができていない人)
15日(金)	〃	青色申告者(決算書ができていない人)
16日(土)	〃	青色申告者(決算書ができていない人)
18日(月)	〃	円山・福里・寺内・田住
19日(火)	〃	天萬1～8番組
20日(水)	〃	宮前一・宮前二・諸木・西原
21日(木)	〃	高姫・井上・御内谷・金田・三崎
22日(金)	〃	市山・縄平・朝金・上野・池野・鶴田・荻名・浅井
23日(土)	天萬・法勝寺庁舎	予備日
25日(月)	法勝寺庁舎	東町・西町
26日(火)	〃	境・柏尾
27日(水)	〃	坂根・谷川・四季・清水川・フォレストタウン
28日(木)	〃	下阿賀・上阿賀
29日(金)	〃	下鴨部・上鴨部・福頼・掛相・馬佐良・今長・江原
3月2日(日)	天萬・法勝寺庁舎	予備日
3日(月)	法勝寺庁舎	八金・金ヶ崎・二軒・常清・金山
4日(火)	〃	賀祥・驛牛・早田・赤谷・大河内・笹畑・大木屋
5日(水)	〃	能竹・入蔵・北方・小原・大国田園ハイツ・ルーラルタウン
6日(木)	〃	原・猪小路
7日(金)	〃	長田・西・鍋倉・与一谷・口絹屋・奥絹屋
10日(月)	〃	倭・倭2区・いずみ・三本木中・三本木下
11日(火)	〃	馬場・徳長・武信・道河内・伐株
12日(水)	〃	法勝寺1～8区
13日(木)	〃	城山・戸構・戸構団地・菅田団地・落合下・落合上・落合団地
14日(金)	〃	予備日
17日(月)	〃	予備日(確定申告最終日)

※ 国保世帯の方は必ず申告をしてください。
 ※ 割当日以外は混雑しますので、できる限り割当日にお出かけください。
 ※ 予備日は、割当日に都合がつかない方にお出かけいただくために設けています。

申告が不要な方	申告が必要な方
① 給与収入のみの方で、年末調整を受けられた方(住宅借入金等特別控除で住民税の申告が必要な方を除く) ② 所得税の確定申告書を提出した方、または、提出する予定の方	① 事業所得(自営業・農業)、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得または雑所得(年金等)のある方 ② 給与を受けている方(サラリーマンなど)で、給与以外の所得がある方 ③ 給与収入のみの方で、年末調整を受けていない方 ④ 多額の医療費を支払い、医療費控除を受けることができる方



申告に必要なもの	
① 確定申告書(税務署から送付されている方のみ) ② 印鑑および預金通帳 ③ 給与所得、年金等の源泉徴収票(給与、公的年金・個人年金等受給者) ④ 雇い主の発行した賃金支払明細書(日雇、パート等賃金雇用労働者) ⑤ 国民年金保険料等の納付済証明書 ⑥ 生命保険料、個人年金保険料の支払証明書 ⑦ 地震保険料等の支払証明書(地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険等) ⑧ 医療費の領収書(高額医療、生命保険等の補てん金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方) ⑨ 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等のわかるもの	⑩ その他営業等は、収入、支出のわかるもの ⑪ 農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの(営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書及び領収書など) ⑫ 住宅借入金等特別控除(平成19年分新規)を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書など ⑬ 住宅借入金等特別控除(平成11年～18年分)を所得税から引ききれなかった方は、申告により住民税が減額されます。(給与所得で年末調整済の方は源泉徴収票、確定申告の方は税務署の証明書・年末の借入残高の証明書)

申告での注意事項

- ・期限内に正しい申告をされない、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ・収入がない方でも申告が必要な場合があります。(国民健康保険税の減免・軽減を受ける方。所得証明が必要な方など)
- ・期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。3月17日までに必ず会場へお出かけください。
- ・還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務署へ直接郵送することもできます。役場では、2月12日(法勝寺庁舎)、2月13日(天萬庁舎)で相談をお受けします。
- ・申告をされていない方で、収入や所得(特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など)が判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

昨年と比べて変わったところ

- ・所得税の定率減税は廃止されました。(所得税の税率が4段階から6段階に変更)
- ・地震保険料控除が創設されました。
- ・平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産の償却方法が変わります。
- ・住宅借入金等特別控除の特例の創設(控除期間15年間または10年間の選択制等)・特定の増改築等(バリアフリー改修工事)の特例が創設されました。
- ・寄付金控除及び政党等寄付金特別控除の控除対象限度額が引き上げられました。(総所得金額等の100分の40相当額)
- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行う場合、一定の要件の下、所得税から5千円控除されます。(19年分または20年分)